

# 令和6年第4回農業委員会議事録

令和6年4月25日

長瀬町農業委員会

## 令和6年第4回農業委員会議事録

開催通知年月日 令和6年4月25日  
開催年月日 令和6年4月25日  
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室  
開会時刻宣告者 13時30分 事務局長 常木 真人  
閉会時刻宣告者 14時02分 事務局長 常木 真人  
会 長 宮澤 史明

### ○出席委員

#### 農業委員

席次	氏 名	席次	氏 名
1	常木 三郎	10	松本 高正
2	林 春政	11	野原 重信
3	武井 哲夫	12	島田 暁
4	朽原 仁	13	宮澤 史明
5	野原 隆男		農地利用最適化推進委員
6	鈴木 智子	第1区域	堀口 栄一
7	井上ゆかり	第2区域	坂上 健司
8	山口 俊司	第3区域	須賀 勤
9	齊藤喜久夫	第4区域	野口 稔

### ○欠席委員 な し

議事参与者 事務局長 常木 真人 主 任 小川 竜太  
主 任 野原 靖子

### 会議件名

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請1件について
- (2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請1件について
- (3) 議案第3号 農用地利用集積等促進計画について
- (4) 議案第4号 農用地利用配分計画について
- (5) その他
  - ・ 次回委員会開催日程について

◎開 会

○事務局長 令和6年第4回農業委員会総会を開会いたします。

(午後1時30分)

---

◎会長挨拶

○事務局長 それでは、初めに、宮澤会長よりご挨拶をお願いいたします。

よろしく申し上げます。

○会長 皆さん、こんにちは。

ひと雨降った後、気温が上がって緑が何ともまぶしいというか、急に草木がのびて、新緑がとても気持ちいい今日です。農地の雑草のほうも元気になってしまっているので、急に農作業が忙しくなりそうな、そんな時期になってまいりました。体調にご留意いただきまして、農作業に励んでいただければと思います。

また、新年度ということで、人事異動で常木さんが今度事務局長ということで、お世話になります。今年度、皆様、昨年同様よろしくをお願いいたします。

簡単ですけれども挨拶に代えさせていただきます。

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、早速議題に入らせていただきます。

---

◎議長選出

○事務局長 会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。

よろしく申し上げます。

---

◎開議の宣告

○議長 それでは、議長を務めさせていただきますので、議事の進行にご協力をお願いいたします。

ただいまの出席農業委員は13名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開催します。

---

◎議事録署名人の指名

○議長 初めに、議事録署名人の指名を行います。

7番、井上ゆかり委員、8番、山口俊司委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に7番、井上ゆかり委員、8番、山口俊司委員を指名いたします。

---

◎諸般の報告

○議長 ここで、諸般の報告をいたします。

4月3日に宝登山神社の例大祭が開催され、式典に出席いたしました。  
以上で諸般の報告を終わります。

---

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請1件について

○議長 議案に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請1件について議題とします。

農地法第3条、番号1、———氏所有の農地を———氏が農地として取得するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第1号、農地法第3条、番号1について説明いたします。

譲受人、住所、氏名、———、———さん。譲渡人、住所、氏名、  
———、———さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字、———、———、———  
の3筆、地目は全て田、面積は上から361、41、500平米の合計902平米となります。権利の内容は、売買による所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いいたします。場所は上袋区内、野上駅から南東約150メートルの場所です。

次に、農家の状況ですが、現在———さんは長瀬町で4,164平米の農地を栽培しており、主にブドウを作っております。農業従事者は、本人、世帯員2名、臨時雇用として4名で、年間従事日数は、本人150日、世帯員250日、臨時雇用200日ということです。

次に、資金計画は、———

---

——ご確認をお願いします。

次に、計画の内容ですが、今回取得する農地は、地目は田、面積は902平米、利用状況は現在栽培中となっております。次に、作付計画ですが、作付品目はブドウです。

次に、農地の状況ですが、駅から300メートル以内の農地のため、第3種農地と判断されます。そのほかは、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域にあり、町道本中59号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。

5番、野原隆男委員の説明をお願いします。

○5番野原隆男委員 説明します。

4月18日に事務局の小川さんと推進委員の堀口委員と、譲受人である——さんと現地確認に行きました。

場所についてですが、場所は事務局の説明にあったとおり、上袋区内の野上駅から南東約150メートルにある場所です。——の自宅に近いので、管理しやすいようでした。

また、現地についてですが、現地を見ましたら、現地栽培中です。周辺でもブドウを広く栽培されているということ、また、家族等で栽培されていることで問題ないかと思えます。

2人のせがれさんが跡を継いでくれるということで、こういうふうな栽培になったのではないかなと思います。

これからももっと収益も、有名な果樹園になるんじゃないかなと期待しております。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 野原隆男委員の説明が終わりました。

続きまして、担当区域推進委員、堀口栄一委員の説明をお願いします。

○堀口栄一委員 堀口です。

去る4月18日、農業委員の野原委員、それから事務局の小川さん、あと譲受人の——さんと立ち会ってまいりました。

場所は、先ほどから言われておりますように、野上駅から南東150メートルぐらいのところです。

この申請の1件についてという裏の写真を見ていただきたいと思うんですけれども、このようにパイプハウスがもう既に設置されておまして、このハウスの中でブドウ、このハウ

スの外、東側にはキウイが植えられておりました。

それで、もう既に親の代からもうこの場所は借用されている土地で、40年は経過しているかなというようなことをおっしゃっておりました。住宅はこの農園の東側にあるんですけども、その住宅、近年ずっと—————としてずっと経営されております。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 堀口栄一委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

もう長く親の代から使ってきたところなんだよな。

○堀口栄一委員 そうですね。

○事務局 もともと相対で借りてはいたみたいなんですけれども、今回そういうのを直してしっかりやっていこうという話合いになったそうで、今回申請を出されたということです。

○議長 ———君は、ちょっと補足ですけども、ちちぶルビーのトップクラス、とってもいいブドウです。せがれさんお二人がまたとても熱心で、そういう意味では長瀬の農業者としてとてもモデル的な経営をやっているの、周りの方たちの協力をいただいてさらに経営が発展、私も個人的にとっても期待している一人です。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は農業委員会として許可したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。

全員の挙手がございましたので、ご異議ないものと認めます。

よって、本件は許可することに決定いたします。

---

#### ◎議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請1件について

○議長 次に、農地法第5条、番号1、———氏所有の農地を———氏が進入路へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、農地法第5条、番号1についてご説明いたします。

譲受人、住所、氏名、—————さん。譲渡人、住所、氏名、—————さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字—————、地目は畑、面積は161平米の1筆です。転用の目的は進入路となります。権利の内容は、所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。

場所は、杉郷区内、長瀬町中央公民館西側約300メートルの場所です。

次に、申請の事由ですが、現在自宅への進入路として—————を利用していますが、大変狭いため、町道からの出入りが困難な状態です。自宅を訪れる方が車の側面を石垣ですってしまうこともあり、進入路を広げることができないかと考えていたところ、——様に今回の—————の一部を売ってもよいと言っていただけたので、進入路に平行する部分を道路として利用することを計画し、このたびの申請を行いました。進入路が広がれば町道から楽に出入りすることができるようになり、利便性が良くなりますということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図をご覧ください。

次に、資金計画ですが、—————  
—————ご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、その他の区域となります。

次に、農地の区分は、失礼しました、こちらが誤っておりますね。中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない農地のため、第2種農地と判断されます。

そのほかは、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内にあり、主要幹線30号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。

2番、林春政委員の説明をお願いします。

○2番林 春政委員 先日19日に、事務局の小川さんと推進委員の坂上委員、私、3人で現場確認を行いました。

場所は、杉郷区の石上神社の脇を県道のほうへ向かって行きまして右側にある道沿いの畑なんですけれども、去年からそういう話が持ち上がっていたということなんです、既に該

当する場所の電柱の埋め替えも全て完了しまして、周辺にも雑草が発生するような場所ではありませんので、特に私問題ないと思います。

ご審議のほどお願いいたします。

○議長 林春政委員の説明が終わりました。

続きまして、担当区域推進委員、坂上健司委員の説明をお願いします。

○坂上健司委員 事務局と林委員と、説明がございましたように、19日に現地に行っていました。

ここの現地は前回、せがれさんのほうから向かい側の土地のほうの返しですか、——さんのおやじさんが亡くなりまして、遺産相続でせがれさんに相続したんですけども、せがれさんのほうが返すということで、——さんの名義に変更になった土地でございます。

これが、先ほど来申し上げましたように、道路が狭くて、入り口がちょっと段差がございまして、やはり少し車両の低い、昔でいうシャコタンというんですか、ああいう車で行くとどうも尻が着くということで、もう少し広げたいということで、——さんのほうから申請がございまして、特別に問題はございません。

以上です。

○議長 坂上健司委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑はございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、許可相当の意見を付して県知事宛て進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議ない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。

全員の挙手がございましたので、ご異議ないものと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

---

◎議案第3号 農用地利用集積等促進計画について

◎議案第4号 農用地利用配分計画について



○議長 続きまして、議案第3号、議案第4号についても関連がございますので、まとめて説明させていただきます。

議案第3号 農用地利用集積等促進計画について、議案第4号 農用地利用配分計画についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

なお、借受人である常木三郎委員の参与の案件となりますので、常木三郎委員につきましては退席をお願いいたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局 では、議案第3号、第4号につきましては農地中間管理事業に関連する案件のため、続けて説明いたします。

本案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、長瀬町が農用地利用集積計画を定めるに当たり、令和6年4月9日付で、長瀬町長からの依頼により、当委員会での審議が求められているものです。

本案は、農地中間管理事業により、農地を所有する者から農地を貸したい旨の申出を受けて、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております公益社団法人埼玉県農林公社が利用権の設定を受けるものです。

議案第3号の番号3-1、3-2、3-3と順番で説明いたします。

まず、番号1について説明いたします。

貸付けに係る土地については一覧をご覧ください。

申請地は、大字長瀬字犬川戸、地目は畑の6筆、合計2,918平米となります。土地の所在につきましては、下の案内図をご覧ください。申請地は、しあわせの森から南に約200メートル付近にある農地です。利用権を設定する期間は、令和6年7月1日から5年間です。

本案につきまして決定をいただいた後には、公社が農地を貸し付けることとなりますので、続く議案にて農用地利用促進計画を決定することとなります。

現地を確認しましたところ、休耕中の状態でした。

続きまして、番号3-2。

貸付けに係る土地については一覧をご覧ください。

申請地は、大字中野上字芝瀬、畑1筆、694平米となります。土地の所在につきましては、下の案内図をご覧ください。申請地は、皆野・長瀬上下水道組合から南200メートル付近にある農地です。利用権を設定する期間は、令和6年7月1日からの10年間です。

こちらの農地につきましても現在休耕中でした。

続きまして、番号3-3。

貸付けに係る農地については一覧をご覧ください。

申請地は、大字中野上字和田、畑3筆、合計3,223平米となります。土地の所在につきましては、案内図をご覧ください。申請地は、長瀬町役場から北西約300メートル付近にある農地です。利用権を設定する期間は、令和6年7月1日から3年間です。

こちらの農地は、現在耕作を開始している状況です。

続きまして、議案第4号、農用地利用集積等促進計画の意見についてご説明いたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、町が農用地利用集積計画を定めるに当たり、町からの依頼により委員会の意見を求められているものです。計画の内容を申し上げます。

まず、番号1から6。

利用権の設定を受ける者の氏名、住所、\_\_\_\_\_。

利用権の設定を受ける土地は、議案第3号、番号3-1で説明させていただいた土地と同様となります。設定する権利ですが、権利の種類は、使用貸借権の設定。利用内容はソバです。貸借開始の始期は令和6年7月1日より5年間です。賃料は使用貸借権の設定のためかかりません。

\_\_\_\_\_さんは、現在も隣地で、自己所有と賃貸借合わせて約1ヘクタールの農地でソバ栽培を行っております。今回貸借予定の農地は地続きで、作業効率も良いので、その計画案については特に意見ないものと考えております。

続きまして、番号7。

利用権の設定を受ける者の氏名、住所、\_\_\_\_\_。利用権の設定を受ける土地は、議案第3号の番号3-2で説明させていただいた土地となります。設定する権利ですが、権利の種類は、使用貸借権の設定。利用内容は露地野菜です。貸借期間は令和6年7月1日より10年間です。

\_\_\_\_\_さんは、皆さんご存じのとおり露地野菜を広く栽培しており、同じ中野上区内ということで、その計画案については特に意見ないものと考えております。

続きまして、番号8から10。

利用権の設定を受ける者の氏名、住所、\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_。利用権の設定を受ける土地は、議案第3号、番号3-3で説明させ

ていただいた土地と同様となります。設定する権利ですが、権利の種類は、賃借権の設定。利用内容は露地野菜です。具体的にはスイートコーン、レタス、ニンニクなどです。貸借期間は、始期が令和6年7月1日より3年間です。賃料は3筆で年間4,000円となります。

——さんは神奈川県農業アカデミーで1年間研修を受け、令和6年4月から長瀬町に移住して、当該地にて耕作を開始しており、直売への出荷を主軸に営農予定で、その計画案については特に意見のないものと考えております。

なお、本件3名につきましては、町で農業委員会の意見を聞いた後、計画案を埼玉県農林公社へ提出し、農林公社が計画を決定し、埼玉県知事が認可、公告を行い、賃借権、使用貸借権の設定がされるようになります。

以上で説明を終わります。

○議長 これより本件に対する質疑を行います。

質疑につきましては、3号、4号一括して質疑を行います。

よろしくどうぞ。

○9番齊藤喜久夫委員 期間の問題なんだけれども、5年と3年と10年とあるけれども、何かあるんですか、理由というか。

○事務局 もうこちらとしては、当人で先に話がまとまっている話で、そこで設定してきているものになります。

○議長 逆に、利用者が決まっていなくて農林公社も受け入れられないと。

○9番齊藤喜久夫委員 例えば そういうんだったら分かるけれども、畑だと——  
——10年借りてしまったほうが楽といえば楽、しかも使用貸借でお金かからないわけだから、そういう統一感とかそういうのがあるのかなと思っただけ。

○事務局 こちらから定めてなく、ただ、ほかの——のほうも一回借りて売買になるかもしれないというところで、ひとまず5年で契約というところは言っていました。

○須賀 勤委員 今、関連の話なんですけれども、これ借地権設定で3年というと、肥料とか何か入れて、ちょこっと入れて普通一、二年かかるという話は作物できるのになんだけれども、権利を得て3年はちょっと短いんですけれども、この辺は本当にそんなにやるつもりがあるのかどうかというところがちょっと疑問。

○事務局 では、私のほうからすみません。

この——が借りる土地なんですけど、ちょうど役場の裏の和田の場所なんですけど、——  
——がもうもともと耕作をしていた農地で、ただ——もちょっと高齢ということで

ちょっと縮小していこうかなというところに、ちょうどこの方の相談を持っていったところ、貸してくださるといふことで、もう多分畑自体はすぐにでも栽培ができるいい畑というところで、通常だと一から始めるとそういうことにはなると思うんですけども、今回、そのようなどてもいい状態で借り受けられたというところで、ひとまず移住してきて新規参入なので、——さんとしてもそんなに長期というよりは、まず3年でというところで今回の契約に至っていると思います。

○9番齊藤喜久夫委員 農業指導つきなんじゃないの。

○事務局 そうですね。ちょっと最初トウモロコシをやりたいというところで——さんにお話を持っていったところ、土地の話まで貸してくださるといふことだったので、——さんだったりとか——さんが近くにいるので、いろいろ聞きながら頑張るといふことは聞いております。

○議長 とても貴重な話で、町外から、しかも新規参入で、神奈川県農業大学校を1年課程出られたらしいんですけども、技術的にはまだまだ未熟なので、地域でのサポートが必要でしょうし、それよりも興味があるのは、ご両親が、ちょっとその話をしてもらったほうがいい。

○事務局 ちょっとお母さんになるんですけども、事業、もともと飲食業を神奈川のほうでやっていて、別にはなるんですけども、長瀬町内で土地を購入して、今後そういう何かレストランとかそういう飲食関係の事業を進めていくというところで、先に息子さんが来て農業を始めるという形で、そういう事業も今後あるので、長瀬にとってはちょっとまたいろいろな意味で活性化する。

○議長 皆さんでサポートしていただきたい。

○9番齊藤喜久夫委員 幾つぐらいの人。

○事務局 26歳。

(発言する者あり)

○事務局 また今後も拡大となったときは、ちょっとこういうところでご協力いただくかもしれないんですが、よろしくをお願いします。

(発言する者あり)

○須賀 勤委員 3-1の6番の貸付人の住所。

○事務局 これずれている、ごめんなさい。

○須賀 勤委員 あと、同じく3-3の貸付人の番地。

○事務局 こちらの入力ミスですね。修正します。

○議長 ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

採決を行います。

採決につきましては、議案第3号と議案第4号で分けて行いますので、よろしくお願ひします。

初めに、議案第3号 農用地利用集積計画についてに対する採決を行います。

本件は申出のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手お願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。

全員の挙手がございましたので、ご異議ないものと認めます。

よって、本件は申出のとおり決定いたします。

続きまして、議案第4号 農用地利用配分計画についてに対する採決を行います。

本件は、配分計画案について意見なしで報告したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。

全員の挙手がございましたので、ご異議ないものと認めます。

よって、本件は配分計画案について意見なしで報告したいと思います。

それでは、常木三郎委員については席に戻るようお願いいたします。

○議長 以上で議案の審議は終了いたしました。

---

#### ◎その他

○議長 次に、その他でございますが、5月の委員会日程でございます。

5月の委員会は27日月曜日午後1時30分からとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、5月27日月曜日午後1時30分からといたします。

なお、農振協議会につきましては、農業委員の皆様には併せてご出席をお願いいたします。

事務局からほかに何かございますでしょうか。

○事務局 先月の農転許可状況なんですけれども、しあわせの森の駐車場につきましては、県の書類の審査段階で保留となっておりますので、ご報告いたします。

あと、こちら終わった後、ふるさと農園の関係でちょっとお話できればと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長 以上で本日予定した議題は終了いたしました。

これで、議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○9番齊藤喜久夫委員 しあわせの森の保留の状況は、何が原因なんですか。

○事務局 原因といたしましては、除外が令和2年9月で、その際に、今駐車場が足りないんですという申請が出ていたんです。そこから、今ざっと3年以上、今足りないという状況から3年間使っていないのに、その理由を示してほしいと依頼があり、今そこを申請者に確認取っているんですけども、時系列的には、少しコロナの関係で面会ができなかったとか、いろいろな理由はあるとは思いますが……

(「それはいい理由かもしれない」と呼ぶ者あり)

○事務局 そうですね、なかなか厳しくて、今、当時要ると言っていて3年間たっているのに、だったら要らないんじゃないかと言われてしまったので、今そこを詰めているところです。そういった状況で今止められてしまっています。

○9番齊藤喜久夫委員 分かりました。

○議長 でもつくれるね、理由は。

○事務局 そうですね、今頑張ってもらっています。

---

#### ◎閉 会

○事務局長 それでは、これをもちまして令和6年第4回農業委員会総会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

(午後2時02分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

令和6年4月25日

議 長 宮 澤 史 明

署名委員 井 上 ゆかり

署名委員 山 口 俊 司